

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年 3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市条例第 22 号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所沢市国民健康保険税条例（昭和32年告示第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「及び同条第5項」を「並びに同条第5項本文」に、「当該各号エ」を「当該各号エ及びオ」に、「の合算額」を「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額」に改め、同項第1号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 85円

第19条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 61円

第19条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 25円

第19条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 256円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 427円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 684円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 855円

第19条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「及び同条第4項ただし書」を「、同条第4項ただし書及び同条第5項ただし書」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後の所沢市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。